

関 係 各 位

2026年7月31日
一般社団法人東京都信用金庫協会

一般社団法人東京都信用金庫協会加盟信用金庫による 住宅ローンの不正利用防止に向けた情報交換について

今般、一般社団法人東京都信用金庫協会加盟の会員・準会員信用金庫間において、住宅ローンの不正利用の防止に向けた情報交換を実施することと致しましたので、お知らせいたします。

住宅ローンの不正利用とは、第三者に賃貸する目的にもかかわらず、お客さま自身が入居すると偽り、住宅ローンを利用する行為等のことです。こうした不正利用は、一部の不動産業者等による不適切な誘導や勧誘によって行われるケースも見受けられます。

不正利用に関する情報交換を行うことで、お客さまが住宅ローンの不正利用に巻き込まれることを防止し、一層の顧客保護に努めてまいります。

住宅ローンの不正利用に該当する行為（一例）

- ・ 投資目的での利用：当初から第三者への賃貸を目的として住宅ローンを利用すること。
- ・ 虚偽の申告：自己居住用と偽って申し込みを行うこと。
- ・ 書類の改ざん：住宅取得価格の水増しや収入証明書の改ざん等を行うこと。

※これらの行為の手続きを業者任せにしていたとしても、お客さま自身が責任を問われる可能性があります。

以 上

□本件に関する問い合わせ
一般社団法人東京都信用金庫協会 企画部企画課
TEL：03-6228-8554